

平成25年8月からの変更点

雇用保険の賃金日額および基本手当日額、高年齢雇用継続給付の支給限度額等は、毎年8月から変更されます。本書掲載の以下の箇所については、平成25年8月から平成26年7月までの間は、以下の金額に読み替えてください。

●10ページ・下 注釈

※1 支給額の詳細な計算式は「 $支給額 = 新賃金 \times -183/280 + 60歳到達時の賃金 \times 137.25/280$ 」です。

※2 60歳到達時賃金の上限額は448,200円、下限額は69,300円です。上限額を上回る、もしくは下限額を下回る場合は、これらの額を計算に用います。

※3 高年齢雇用継続給付の支給限度額は341,542円です。支給額と賃金額の合計が限度額を超える場合、限度額から賃金額を引いた額のみが支給されます。支給額が1,848円以下の場合、高年齢雇用継続給付は支給されません。

※4 上記※2・3の金額は平成26年7月までの額で、毎年8月から改定されます。

●13ページ・上の表

■賃金日額に応じた基本手当日額の給付率と上・下限額（60～64歳の場合）

賃金日額	《下限額》 2,310円	2,310円以上 4,610円未満	4,610円以上 10,510円以下	10,510円超 14,940円以下	《上限額》 14,940円
給付率 (額)	《下限額》 1,848円	80%	80%～45%	45%	《上限額》 6,723円

《参考》（45～59歳の場合）

賃金日額	《下限額》 2,310円	2,310円以上 4,610円未満	4,610円以上 11,680円以下	11,680円超 15,660円以下	《上限額》 15,660円
給付率 (額)	《下限額》 1,848円	80%	80%～50%	50%	《上限額》 7,830円

※上の金額は平成25年8月から平成26年7月までのもので、毎年8月に改定されます。

平成25年10月からの変更点

特例水準の解消のため、平成25年度の年金額は平成25年10月より1.0%引き下げられます。本書掲載の各種年金額についても、平成25年10月～平成26年3月までの間は、下記の金額に読み替えてください。

※「例」で使われている各種年金額も下記の金額に読み替えてください。

●5ページ下・(参考)厚生労働省による「年金額」

■平成25年10月～平成26年3月の年金額(月額)

夫の厚生年金と夫婦2人分の国民年金	228,591円
うち厚生年金	98,841円
うち国民年金(1人分)	64,875円

●6ページ上・加給年金額

- ・いくら受けられる? **年額** 389,200円(配偶者特別加算額165,200円を含む)
- ・いつからいつまで受けられる?

(中略)

※18歳未満(障害がある場合20歳未満)の子どもがいる場合も、それぞれ18歳(20歳)の年度末まで、224,000円(3人目以降74,600円)の加給年金額が支給されます。

●7ページ上・振替加算

■振替加算額

生年月日	振替加算額
昭和20年4月2日以後 昭和21年4月1日以前	110,400円
昭和22年4月1日以前	104,600
昭和23年4月1日以前	98,600
昭和24年4月1日以前	92,500
昭和25年4月1日以前	86,700
昭和26年4月1日以前	80,600
昭和27年4月1日以前	74,600

生年月日	振替加算額
昭和28年4月1日以前	68,800円
昭和29年4月1日以前	62,700
昭和30年4月1日以前	56,700
昭和31年4月1日以前	50,800
昭和32年4月1日以前	44,800
昭和33年4月1日以前	38,800
昭和34年4月1日以前	32,900
昭和35年4月1日以前	26,900

生年月日	振替加算額
昭和36年4月1日以前	20,800円
昭和37年4月1日以前	15,000
昭和38年4月1日以前	15,000
昭和39年4月1日以前	15,000
昭和40年4月1日以前	15,000
昭和41年4月1日以前	15,000